

福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター施設利用規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「財団」という）が管理する福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター内の施設及びその他設備（以下「施設等」という。）を利用するための条件、手続きを定める。

(利用対象者)

第2条 財団は、第8条に規定する利用許可のない者及び第11条に規定する禁止行為を行った者を除き、広く一般に施設等の利用を認める。

(利用対象施設・設備)

第3条 この規程で定める施設等とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 施設

セミナールームA・B、C801会議室

二 その他設備

ホワイトボード、スクリーン、演台、マイク、TVディスプレイ、ノートパソコン、プロジェクター、ゴミ袋

2 前項に定めるC801会議室は、原則として、4月1日から6月30日の間のみ利用することができる。ただし、それ以外の期間の利用であっても、財団が利用をすることが適当と認めたものについては、この限りではない。

(利用時間)

第4条 利用者が、施設等を利用することができる時間は、原則として9時から22時までとする。

(利用料金)

第5条 施設等の利用料金は、次のとおりとする。

1 施設利用料（税抜）

利用者区分	施設名	料金
入居者	セミナールームA・B C801会議室	1区画 2,000円／1時間
一般利用者	セミナールームA・B C801会議室	1区画 3,500円／1時間

2 その他設備利用料（税抜）

備品名	台数	料金
ホワイトボード	1区画につき1台	無料
スクリーン	1区画につき1台	無料
演台	1区画につき1台	無料
マイク	4本（付属音響備品含む）	1,000円／1組（2本）
TVディスプレイ	2台	1,500円／1台
ノートパソコン	20台	900円／1台 (入居者料金 600円／1台)
プロジェクター	1台	1,500円（入居者無料）
ゴミ袋（45L）		200円／1枚

※ 施設等の利用は、区画及び台数に限りがあるため、先着順とする。

※ 入居者料金の適用の条件は、申込み及び料金支払いを入居者自身が行い、かつ当日の利用責任者が当該入居者である企業・団体に所属する者であることとする。

※ ゴミ袋を申し込む場合は、分別について管理室に確認することとする。

(利用料金の減免等)

第6条 財団は、第5条に定める利用料金（税抜）を次のとおり減免できるものとする。

- 一 財団が主催又は共催する場合で、減免に係る利用の申込みがあったとき
施設利用料及びその他設備利用料に入居者料金を適用
- 二 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議が主催又は共催する場合で、全額免除に係る利用の申込みがあったとき
施設利用料及びその他設備利用料を全額免除
- 三 一般利用者が同一施設を月間合計 120 時間以上借り上げた場合
当該施設の 1 か月の施設利用料を 20% 減免
- 四 入居者が同一施設を月間合計 120 時間以上借り上げた場合
当該施設の 1 か月の施設利用料を 10% 減免
- 五 その他財団が特別の理由があると認めたとき
財団が認めた金額を減免

(利用の申込み)

- 第7条 施設等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、本規程及び利用の手引きの内容について承諾の上、申込みを行うものとする。
- 2 利用希望者は、利用を希望する施設等の空き状況を財団に確認した後、利用申込書（様式第1号）により、利用の申込みを行うものとする。ただし、前条第1項第1号及び第2号の減免を希望する場合は、別途財団が指定する様式により、減免に係る利用の申込みを行うものとする。
 - 3 申込みの期限は、利用日の3週間前とする。ただし、財団が期限後の申込みを認めた場合には、この限りでない。
 - 4 利用希望者は、利用希望日の6か月前から利用の申込みができる。ただし、C801会議室については、利用希望日の60日前から利用の申込みができる。

(利用の許可)

- 第8条 財団は、前条の利用申込書を審査し、当該利用が第2項に掲げる利用許可基準のいずれかに該当するときは、その利用を許可する。
- 2 利用許可基準は次のとおりとする。
 - 一 企業や団体が行う、企画・開発、商談、普及教育、交流活動であること
 - 二 福岡県あるいは福岡県の外郭団体が主催、共催もしくは後援するセミナー、会議等に関するものであること
 - 三 その他、施設等を利用する活動として財団がふさわしいと認めるものであること
 - 3 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。
 - 一 政治目的の利用のとき
 - 二 宗教団体による布教のための利用のとき
 - 三 音楽・振動などにより、入居者及び他の利用者へ迷惑を及ぼす恐れがあるとき
 - 四 暴力団及びその関連企業・団体、暴力団員による利用のとき
 - 五 その他、財団及び福岡県が不適当と認めるとき
 - 4 財団は、利用を認めた場合、利用希望者に利用許可の連絡及び利用するその他設備の確認等のための施設利用確認書（様式第2号）をメールにて送付するものとする。

(利用料金の徴収方法)

第9条 財団は、利用があった月の翌月に当該月の利用料金を請求書（様式第3号）により、利用者に請求する。

- 2 利用者は、前項の請求者に記載している支払期限までに財団の指定する口座に利用料金を振り込むものとする。

(変更及びキャンセル)

第10条 利用希望者は、申込内容の変更又は利用のキャンセルを希望する場合には、原則として次の各号に定める期限までに財団へ申し出ることとする。この場合、営業日とは土日祝日を除く平日をいう。

一 利用施設の変更	利用日の3営業日前の16時まで
二 利用時間の変更	利用日の3営業日前の16時まで
※利用当日の利用時間の短縮は認めない。	
※延長する場合は1時間単位で認める。	
三 利用日の変更	利用日の7営業日前の16時まで
四 利用のキャンセル	利用日の7営業日前の16時まで
2 キャンセル料は以下とする。	
一 利用日の7営業日前	キャンセル料無し
二 利用日の6営業日前以降	利用料金の全額
三 無連絡による利用中止	利用料金の全額

(禁止行為等)

第11条 財団は、利用に関し次の行為を禁止する。

- 一 使用権の転売、譲渡、転貸（名義貸し含む）
- 二 利用申込書に記載した内容と著しく異なる内容での利用
- 三 利用の手引きに反する行為及び、管理運営上で支障があると認められる行為
- 四 財団の承諾を得ないで行う施設等の改造等
- 五 建物内での喫煙
- 六 その他、公序良俗に反すると認められる行為
- 七 無連絡による利用中止

(禁止行為に対する措置等)

第12条 利用者が前条に掲げる禁止行為を行った場合、財団は次の措置を行うことができる。

- 一 外部からの利用者に対し、その後の利用を認めないこと
- 二 入居者に対し、入居者料金の適用を取りやめること
- 三 禁止行為を行った入居者のうち、特に悪質な行為を行った者に対し、その後の利用を認めないこと

(原状回復)

第13条 利用者は、利用終了後直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、財団は、利用者に代わって当該施設等を原状に回復し、原状回復に要した費用を利用者に請求するものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者が、故意又は過失により施設等を損傷又は滅失させたときは、それによって生じた損害について賠償の義務を負うものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第5条第1号及び第6条の規定は平成24年1月1日利用分から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、千代合同庁舎に移転した後の福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センターにおける施設利用について適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。